

文京区補助金等チェックシート

所属 男女協働子育て支援部 保育課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	家庭的保育事業助成金								
根拠規定等	家庭的保育事業助成要綱								
創設年月	平成	22	年	9	月	経過年数 〔自動計算〕	3年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		実施計画事業番号	
	5民生費	4児童福祉費	1保育園費	5家庭的保育事業運営補助		1家庭的保育事業運営補助			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	文京区家庭的保育事業運営要綱(22文男保第800号)第4条第2項の規定により認定を受けた家庭的保育者に対し、家庭的保育事業に要する経費の一部を助成することにより、児童福祉の向上を図ることを目的とする。								
補助事業等の内容	家庭的保育事業を実施するうえで必要な経費のうち、運営費や消耗品購入経費、保育補助者雇入費等について助成する。								
補助対象経費の内容	運営費、夏期手当、冬期手当、研修費、消耗品購入経費、健康診断経費、施設整備経費、冷暖房費、団体傷害保険加入経費、保育補助者雇入費、賠償責任保険料、小規模共済加入経費								
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他								
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 家庭的保育者								
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 10/10 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }								
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他								
	〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕								
公募の状況									
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }								
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区 1/2・1/3	国 0	都 1/2・2/3	補助対象者 0		
			上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	家庭的保育者への財政的支援により、補助者の配置等、安全な保育サービスの提供が可能となり、保護者ニーズに込えている。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想及び『文の京』ハートフルプランにおける子育て支援の充実に資するものであり、区の施策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	家庭的保育者の財政的負担を減らし、安定した保育サービスの提供のために、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	実施せず、運営が滞った場合、待機児童のさらなる増加につながり大きなマイナスの影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	全ての家庭的保育者を対象としているため、申請の機会が公平に確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	家庭的保育者が交付先となっており、要綱に基づき、要件を審査の上、適正に決定されている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	補助金の交付により家庭的保育者の財政的支援を行うことで、参入意欲を高め、安定的な保育サービスの提供が可能となることから、最も効果的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	補助金の交付により保育補助者雇入が可能になる等、安定した保育サービスの提供が可能になる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	補助金の交付により、家庭的保育者の財政的支援を行うことで、長期的な保育サービスの提供が可能になり、待機児童解消という点で十分な効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	補助金の交付により、家庭的保育者の長期的な保育サービスの提供が可能になり、子どもの預け先の整備を待望する区民ニーズに込えている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	抵触していない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	家庭的保育者への財政的支援により、保育補助者雇入が可能になる等、安定した保育サービスの提供が可能となっている。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	実績報告書や実績報告内訳書の提出を求めており、適正に行われていることが確認できる。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	10	8	11	9
決算(予算)額	35,122	28,125	37,122	33,717
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	16,043	17,258	11,396	0
その他	0	0	0	0
一般財源	19,079	10,867	25,726	33,717
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	家庭的保育者11名			

5 課題及び今後の方向性

平成27年4月より子ども子育て支援新制度が開始したことに伴い、家庭的保育者は一定の要件を満たせば地域型保育の一類型に位置付けられることになった。新制度の地域型保育に位置付けられた場合には、国から給付金を受け取ることができるが、そのためには、3歳児以降の受け皿の確保や自園調理が義務付けられており、新制度への移行に際して課題がある。